

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成29年9月7日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人アジアの希望300

(2) 代表者名

姜 讚馨

(3) 主たる事務所の所在地

京都市東山区福稲柿本町27-1 2F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本にいる留学生のための進学、生活面に関してサポートをし、また、国内外の人々に対して、国際協力活動、教育、文化、芸術振興に関する事業を行うとともに、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行い、さらに日本社会に役立つ留学生の人材育成に寄与し、日本と中国の平和に貢献する。

2 申請年月日

平成29年8月28日

(文化市民局地域自治推進室)